

会 費 規 程

平成 25 年 2 月 25 日 制 定
平成 28 年 3 月 24 日 一部改正
平成 28 年 6 月 15 日 一部改正
令和 7 年 6 月 2 日 一部改正
令和 8 年 6 月 2 日 一部改正

（目 的）

第 1 条 この規程は、公益社団法人東京生薬協会（以下「当法人」という）の定款第 7 条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

（入会金）

第 2 条 会員は、次の金額を納入しなければならない。

法人正会員	10,000 円
個人正会員	2,000 円
賛 助 会 員	無 料
サポーター	無 料

（入会金の納期）

第 3 条 入会金は、当法人から入会承認の通知を受けた後、速やかに納入しなければならない。

（会 費）

第 4 条 会員は、別表に定める会費（年額）を納入しなければならない。

- 2 法人正会員はその正規従業員数により、ランク分けをする
- 3 当法人役員は、別表に定める役職加算会費（年額）を納入しなければならない。
- 4 法人正会員の業態のうち、主たる業態が卸売り販売業、多店舗薬局等の会員については、会費の該当ランクを 2 ランク下げる。
- 5 定款 7 条 3 項に定める特別会費は総会の決議により徴収することが出来る。

（会費の事業配賦）

第 5 条 正会員（法人・個人）の会費の 25% 以上を公益目的事業費として支出する。

（会費の納期）

第 6 条 会員は、毎事業年度、9 月末までに会費年額の全額を納付しなければならない。

（中途入会の会費及び納期）

第 7 条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（4 月から 9 月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（10 月から翌年 3 月まで）の場合は年額の半額とする。

- 2 前項の会費の納入は、当法人から入会承認の通知を受けた後、速やかに納入しなければならない。

（入会金及び会費の免除）

第 8 条 定款 7 条 4 項の定めにより、既納拠出金は返納しない。

（寄附による会費の減免）

第 9 条 寄附文化醸成に向け寄附金額の半額に相当する金額を、寄附を納入した事業年度の次事業年度の会費から減免する。

- 2 減免額は当該会員の会費（年会費と役職加算会費の合算額）を上限とする。
- 3 賛助会員・サポーターの会費及び寄附金等取扱規程第2条2項に定める寄附金は、本条の適用外とする。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は、総会の決議による。

付 則 この規程の変更は、令和8年6月2日から施行する。

【別 表】

会員 区分	ラン ク	年会費 (円)	会 費 徴 収 基 準							
			法人正会員の正規従業員数							
			20 人 未 満	20 人 ～ 49 人	50 人 ～ 99 人	100 人 ～ 149 人	150 人 ～ 299 人	300 人 ～ 499 人	500 人 ～ 999 人	1,000 人 以 上
法人正会員	1	40,000	○							
	2	60,000		○						
	3	80,000			○					
	4	120,000				○				
	5	180,000					○			
	6	240,000						○		
	7	360,000							○	
	8	480,000								○
個人正会員		20,000								
賛助会員	1 口	40,000	会費は寄附金とする。							
サポーター		3,000	会費は寄附金とする。							
入 会 金	法人	10,000	新規入会正会員から徴収する。							
	個人	2,000								
役職加算 年会費	会長：100万円、副会長：50万円、 専務理事：30万円、特任理事20万：常務理事：10万円、理事： 3万円									
	※個人正会員が役職に就任した時 副会長：8万円、専務理事：5万円、特任理事4万、常務理事：3万円、理事：1万円									